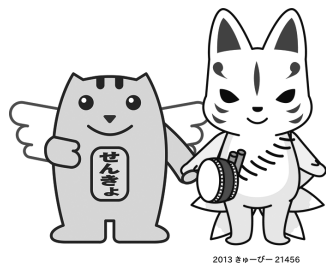


11月17日(日)は栃木県知事選挙の投票日です 投票時間 午前7時～午後6時

■期日前投票は11月1日(金)～11月16日(土)まで

○役場本庁1階町民ホール 午前8時30分～午後8時

○道の駅那須高原友愛の森旧ふるさと物産センター 午前9時～午後6時



【委員長と職務代理者が決定】

9月定例議会で選出された委員により、9月27日に第1回選挙管理委員会が開催され、委員長と職務代理者が決まりました。任期は令和10年9月23日までの4年間です。

【委員長】大森 昇氏(新黒田)

【職務代理者】新巻 はるみ氏(弓落)

【委員(新任)】岡田 尚友氏(下町)

【委員(新任)】白井 智子氏(三ヶ村)



【期日前投票宣誓書】

※投票所の混雑を緩和するため、入場券の裏面にある「期日前投票宣誓書」を記入の上、ご持参ください。なお、入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている本人であることの確認ができれば投票できます。

【投票区の変更・投票所の統合】

変更前投票区(地区名)	変更前投票所	変更後投票区・投票所
第2投票区(黒田原第2)	黒田原小学校 体育館	第2投票区 黒田原小学校 体育館
第13投票区(成沢)	成沢地区集落 センター	
第14投票区(芦野)	芦野基幹集落 センター	第13投票区 芦野基幹集落 センター
第15投票区(寄居)	寄居集落 センター	

【投票所統合に伴う移動支援】

投票日当日、成沢地区、寄居地区から投票所まで送迎バスを運行します。詳細については、両地区で配布しましたチラシをご確認ください。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局

☎72・6927



ホームページ

防災のワンポイント

「避難所」とひとことで言っても、いくつか種類があります。町からの情報を正しく受け取れるように、事前にしっかりと確認しておきましょう。

○指定避難所

災害により家に戻れなくなった住民が、一定期間滞在する場所として町が指定した施設のことです。「指定避難所(一般)」と「指定福祉避難所」に区別して指定しています。

○指定緊急避難場所

災害の危機から緊急的に逃れるための場所として町が対象災害ごとに指定した施設等のことです。

○一時避難場所

最寄りの避難所が土砂災害警戒区域等の該当区域にある場合、近くの区域外施設を代替の避難場所として、施設管理者と協定を結び、町が指定した施設のことです。

○福祉避難所

町の福祉避難所は、「指定福祉避難所」と「協定福祉避難所」の2種類存在します。なお福祉避難所へは直接避難できませんのでご注意ください。

意ください。

○広域避難場所

地震や大規模な火災などの災害時に、生命の安全を守るために避難する場所であり、グラウンドを持つ小中学校や公園、広場などを指定しています。

○自主避難所

自宅での待機に不安や危険を感じる方などのために、一時的に開設する避難所のことです。あくまでも自主的な避難所のため、毛布や食料等の物資はご自身で用意していただきます。

※気象情報などを基に町が開設の判断をするため、必ずしも開設されるわけではありません。

▼問合せ 総務課危機管理係

☎72・6901

児童手当制度が改正されました

所得制限の撤廃や高校生年代への対象拡大などの制度改正により、新たに対象となる方は請求手続きが必要です。

※詳しくは町ホームページをご確認ください。

▼問合せ 住民生活課住民年金係

☎72・6908



ホームページ